

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県電気事業に係る太陽電池発電所の最大出力を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月26日

新潟県企業管理者 藤 澤 浩 一

新潟県電気事業に係る太陽電池発電所の最大出力を定める規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業に係る太陽電池発電所の最大出力を定める規程（平成23年新潟県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第64号）第2条第2項ただし書の規定により企業局長が定める太陽電池発電所の最大出力は、次のとおりとする。 新潟東部太陽光発電所 <u>17,008.7</u> キロワット	新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第64号）第2条第2項ただし書の規定により企業局長が定める太陽電池発電所の最大出力は、次のとおりとする。 新潟東部太陽光発電所 <u>2,000</u> キロワット

附 則

この規程は、公布の日から施行する。